

635

D373

令和 6 年 2 月 21 日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人住所 四日市市桜花台1丁目48番地の6
医療法人の名称 医療法人 桜花台おかべ歯科
理 事 長 岡 部 路 弘

決 算 届

令和 5年 1月 1日から令和 5年 12月 31日までの決算を終了しました
ので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

添付書類

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 5年 1月 1日 至 令和 5年 12月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 桜花台おかべ歯科

① ☐財団 ☒社団(☐出資持分なし ☒出資持分あり)② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人☐出資額限度法人 ☒その他③ ☐募金制度採用 ☒基金制度不採用

(2) 事業所の所在地 四日市市桜花台1丁目48番地の6

(3) 設立認可年月日 平成12年 8月 21日

(4) 設立登記年月日 平成12年 9月 4日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類 診療所

施設の名称 医療法人 桜花台おかべ歯科

開設場所 三重県四日市市桜花台1丁目48番地の6

認可病床数 なし

(2)当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 5年 2月 18日

令和 4 年度決算の決定

令和 5年 12月 12日

令和 6 年度事業計画及び収支予算の決定

令和 5年 12月 12日

令和 6 年度理事の報酬額の決定

法人名 医療法人 桜花台おかべ歯科
所在地 四日市市桜花台1丁目48番地の6

財 産 目 録
(令和 5年 12月 31日現在)

1. 資 産 額 41,225千円
2. 負 債 額 41,396千円
3. 純 資 産 額 △171千円

(内 訳)

(単位: 千円)

区 分		金 額
A	流 動 資 産	10,055
B	固 定 資 産	31,170
C	繰 延 資 産	0
D	資 産 合 計 (A+B+C)	41,225
E	負 債 合 計	41,396
F	純 資 産 (D-E)	△ 171

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有(部分的に賃貸))
建物 (■法人所有 □賃貸 □部分的に法人所有(部分的に賃貸))

法人名 医療法人 桜花台おかべ歯科
所在地 四日市市桜花台1丁目48番地の6

※ 医療法人整理番号 1373

貸 借 対 照 表
(令和5年12月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	10,055	I 流 動 負 債	2,321
II 固 定 資 産	31,170	II 固 定 負 債	39,075
1 有形固定資産	31,145	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産		負債合計	41,396
3 その他の資産	25	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	△ 10,171
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純資産合計	△ 171
資 産 合 計	41,225	負債・純資産合計	41,225

法人名 医療法人 桜花台おかべ歯科
所在地 四日市市桜花台1丁目48番地の6

※ 医療法人整理番号 1373

損 益 計 算 書

(自 令和 5年 1月 1日 至 令和 5年 12月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	45,971
2 事業費用	47,653
本体業務事業損失	-1,682
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附体業務事業利益	
事業損失	-1,682
II 事業外収益	2,423
III 事業外費用	
經常利益	741
IV 特別利益	
V 特別損失	198
税引前当期純利益	543
法人税等	170
当期純利益	373

(注) 1 .利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 桜花台おかべ歯科

理事長 岡部 路弘 殿

私は、医療法人桜花台おかべ歯科の令和 5 年会計年度(令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和 6 年 2 月 21 日

監 事 岡 部 雄 介